



2025年5月26日

GEヘルスケア・ジャパン（株） 会社データ | 2024年度給与格差について

GEヘルスケアは、世界中で130年に渡りビジネスを続ける過程で、性別、人種、国籍等にかかわらず、ひとりひとりの社員が各自の強みや特性を存分に活かし、活躍できる環境を整備してきました。ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの取り組みの一環として、人事制度のあらゆる側面において、能力と発揮しているインパクトをベースに報酬がアップし、成長が促進できるよう、会社を挙げて早期より推進してきました。

当社では、採用、ポスティングによる異動、そして昇進といった、社員の職種が変わる節目ごとに、担当する職務を明確にして、職責において能力を発揮できる人材を登用すると同時に、職務の領域や責任のレベルに応じた給与水準をあてはめて、報酬を決定しています。

以上の取り組みを踏まえた、2024年度の男女間の報酬の差異（労働の対償として支払われる報酬で、給与、業績賞与などを包括します）は、以下の通りとなります。

1. 基本給の比較

GEヘルスケアでは職務に応じた報酬制度を運用する際に、基本給を基準としています。その理由は、業績賞与は会社業績や部門業績、個人の成績に左右されるため、年収によってばらつきが生じ、報酬水準の妥当性が見えにくくなるためです。この観点から、業績賞与を除いた報酬水準を用いて男女の報酬水準を比較した数値が次の通りです。業績賞与を除いた男女間での報酬格差は表①の通りとなります。



表①

区分	女性平均給与等/男性平均給与等
常用雇用	96.0%
有期雇用	76.4%
全体	91.4%

※なお、内閣府が公表する 2023 度における常用雇用者の男女給与水準格差は、77.5%、一般労働者の同格差は 74.8%です。（2-4 図 男女間所定内給与格差の推移 内閣府男女共同参画局より）

2. 管理職の基本給の比較

職務の領域や責任のレベルに応じた給与水準をあてはめて、能力と発揮されるインパクトにより報酬を改定するという過去の取り組みにより、当社内では職務の領域や職務のレベルによっては、女性の報酬水準が男性の水準を上回る場合もあり、これまでの施策は一定の効果を発揮していると捉えています。常用雇用社員のうち、管理職、一般職ごとに区分した場合の報酬格差（表①の算出データにおける常用雇用を管理職と一般職に分けたもの）は次の表②の通りです。

表②

区分	女性平均給与等/男性平均給与等
常用 管理職	99.6%
常用 一般職	94.8%
有期雇用	76.4%
全体	91.4%

※なお、内閣府が公表する 2023 度における常用雇用者の男女給与水準格差は、77.5%、一般労働者の同格差は 74.8%です。（2-4 図 男女間所定内給与格差の推移 内閣府男女共同参画局より）

当社は今後も、性別にかかわらず、お客様のために最善を尽くすべく価値を発揮できる方に生き活きとご活躍いただける会社、公正に報酬を提供できる会社を目指し取り組んでまいります。皆様をはじめ広く社会から寄せていただくご期待を真摯に受け止めて、相互に信頼を育むことができるよう、包摂的で公正な人事施策を展開、推進してまいります。